

平成 29 年度
事業報告書

公益財団法人海外漁業協力財団

目 次

I	事業報告書	1
1	庶務事項	3
2	事業の概要	5
	〈我が国海外漁業を取り巻く情勢〉	5
2-1	一般情勢	5
2-2	外国 200 海里内における操業	5
2-3	公海における操業	7
2-4	その他国際機関、地域漁業管理機関における動き	8
	〈財団の協力事業〉	12
2-5	技術協力	12
	関係沿岸国の漁業振興	12
	海外漁業交流の促進支援	15
2-6	海外漁業協力事業資金の貸付	16
3	事業報告書の付属明細書	17
II	決算報告書	19
	貸借対照表	21
	正味財産増減計算書	22
	正味財産増減計算書内訳表	24
	財務諸表に対する注記	26
	付属明細書	29
	財産目録	30
	(参考)	
	資金収支計算書	32
	資金収支計算書に対する注記	34
III.	監査報告	35

I 事業報告書

1 庶務事項

ア. 理事会の開催

回数	開催年月日	開催場所	議案等
第1回	平成29年 5月24日(水)	財団会議室	(議案) 1. 平成28年度事業報告及び決算 2. 公益財団法人海外漁業協力財団組織 規程の改正 3. 評議員会の招集 (報告事項) 1. 平成28年度資産管理実績 2. 理事長、専務理事及び常務理事の職 務の状況報告
第2回(決議 の省略の方法 による)	平成30年 2月26日(月)		(議案) 1. 平成29年度資金計画及び収支予算 の変更 2. 決議の省略の方法による第2回評議 員会招集の件 3. 第3回評議員会招集の件
第3回	平成30年 3月20日(火)	財団会議室	(議案) 1. 平成30年度事業計画、資金計画及 び 収支予算並びに資産管理計画 2. 基本財産で保有する債券の売却 3. 定款の変更案 4. 諸規程の改正 5. 役員候補者選考委員会の委員候補者 (報告事項) 1. 理事長、専務理事及び常務理事の職 務の状況報告

イ. 評議員会の開催

回数	開催年月日	開催場所	議案等
第1回	平成29年 6月14日(水)	財団会議室	(議案) 1. 平成28年度事業報告及び決算
第2回(決議 の省略の方法 による)	平成30年 3月5日(月)		(議案) 1. 平成29年度資金計画及び収支予算 の変更
第3回	平成30年 3月20日(火)	財団会議室	(議案) 1. 平成30年度事業計画、資金計画及 び収支予算 2. 基本財産で保有する債券の売却 3. 定款の変更 4. 役員候補者選考委員会委員の決定 5. 平成30年度役員報酬の額

ウ. 寄附・賛助会員の募集

当財団事業の一層の充実を図り我が国への水産物の安定供給に貢献していくため、公益財団法人への移行を契機に、広く国民に当財団事業への理解と支援を求めることとし、寄附・賛助会員制度を設け、前年に引き続きホームページへの掲載及び関係先への郵送により寄附・賛助会員の募集を行った。

ご賛同いただいた延べ50の個人・法人からの寄附及び賛助会費は総額1,245千円に達し、その全額を公益目的事業(海外漁業協力事業)に充当した。

2 事業の概要

〈我が国海外漁業を取り巻く情勢〉

2-1 一般情勢

平成 28(2016) 年の世界の漁業生産量のうち漁獲量は前年対比 1.8%減の 9,201 万トンとなった。また、養殖生産量は拡大を続け 1 億 1,020 万トンに達し、引き続き漁業生産量を上回っている。全体では前年対比 1.5%増の 2 億 222 万トンを記録した。

一方、我が国の平成 28(2016) 年における漁業生産量は、前年対比 8.1%減の 329 万トン(2015 年 : 358 万トン)となり、また、養殖生産量は前年対比 3.6%減の 107 万トン(2015 年 : 111 万トン)となった。この結果、漁業・養殖業国別生産量では 2015 年と同じく 7 位だった。このうち遠洋漁業の生産量は、前年対比 8.3%減の 33 万トン(2015 年 : 36 万トン)となり、海面漁業生産量 326 万トンに占める割合は 10.1%となった。また、平成 28(2016) 年の水産物輸入量は、238 万トン(2015 年 : 249 万トン)と前年に比べ 4%増加しており、水産物輸出量は、54 万トン(2015 年 : 56 万トン)と前年に比べ 3%減少している。

このような状況の中、海外漁場の確保と水産物の安定供給の確保は重要な課題となっている。

2-2 外国 200 海里内における操業

外国 200 海里水域内での操業については、入漁料の引き上げ要求、現地乗組員の雇用など操業条件は厳しいものとなっているが、我が国水産庁及び関係業界による海外漁場確保のための粘り強い交渉により、平成 30(2018) 年 4 月現在、政府間協定締結国 12 か国 14 件、民間協定締結国 24 か国 24 件の合計 31 か国 38 件において、二国間漁業協定が締結されている。

(1) 二国間協定に基づく操業

二国間協定に基づくものの多くは、かつお・まぐろ漁業に関するものとなっている。その中でも、我が国にとって極めて重要な漁場である太平洋島嶼国水域では、平成 30(2018) 年 4 月現在、政府間協定に基づきキリバス、ソロモン、ツバル及びマーシャルの 4 か国、並びに民間協定に基づきミクロネシア、ナウル、パプアニューギニア、パラオ及びフィジーの 5 か国、合計 9 か国の水域に我が国漁船が入漁可能となっている。

アフリカ諸国沖合水域では、政府間協定によるものは、セネガル、モロッコの2か国、民間協定は、カーボヴェルデ、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、コートジボワール、サントメ・プリンシペ、シエラレオネ、赤道ギニア、セーシェル、タンザニア、マダガスカル、モザンビーク、モーリシャス、モーリタニアの14か国、合計16か国と入漁協定が締結されている。

ロシア水域の漁業関係については、3つの政府間協定があり、昭和59(1984)年12月に「日ソ地先沖合漁業協定」が締結され、日ソ双方による相手国200海里水域内における操業が可能となり、我が国漁船が、さんま・すけとうだら・いか等を対象に操業している。昭和60(1985)年5月には「日ソ漁業協力協定」が締結され、ロシア河川を起源とする遡河性魚種(さけ・ます)を対象とする我が国漁船の操業が継続されていたが、平成27(2015)年6月に平成28(2016)年1月以降流し網漁を禁止するロシア連邦法が成立したことから、平成28(2016)年5月にモスクワで行われた日ロさけ・ます漁業交渉(ロシア200海里水域分)での決定により、水産庁の委託事業で調査船1隻を用いた曳き網による試験的な操業が行われた。また、平成10(1998)年2月に締結された「北方四島周辺水域における日本漁船の操業に関する協定」により、北方四島周辺水域における我が国漁船の安全操業が確保されている。以上の他、民間協定として昭和38(1963)年6月に「日ロ貝殻島昆布採取協定」が締結され、一時中断時期はあるものの、操業を継続している。

アジア地域においては、平成9(1997)年11月、「新日中漁業協定」が締結(2000年6月発効)されるとともに、平成10(1998)年11月には「新日韓漁業協定」が締結(1999年1月発効)された。これにより、相互に相手国の水域における操業が確保されている。平成29(2017)年10月に廈門で開催された第18回日中漁業共同委員会では、平成28年(2016)年漁期における我が国排他的経済水域(EEZ)への中国漁船の入漁の状況等について報告を行った上で、平成29年(2017)年漁期の我が国排他的経済水域(EEZ)への中国漁船の入漁条件及び暫定措置水域の資源管理措置等について事前協議を行った。協議は引き続き継続中である。また、平成28(2016)年6月に東京で開催された第17回日韓漁業共同委員会では、2016年漁期(2016年7月~2017年6月)の相互入漁の操業条件及び手続規則、その他相互の関心事項について事前協議を行った。その結果、引き続き協議を行うこととなった。

(2) 海外漁業合併による操業

中国及び欧米諸国等における水産物需要の増大に伴う価格高騰によって、必要な水産物の買い付けによる確保が困難な状況の中、我が国漁業者の直接投資による海外漁業合併事業は、今後とも我が国への水産物の安定供給源としての役割を果たすことが求められている。

海外漁業合併事業は相手国の経済・社会情勢、水産資源問題、市況及び為替の変動等の影響を受けやすく、安定的な経営の継続が容易ではない。従って、漁業合併で海外進出する場合には、現地の投資環境、経済・社会情勢、資源の状況及び国内外の市況を十分に把握し、長期的な視野に立って、慎重に取り進めることが必要となる。また、海外漁業合併事業は、相手国にとって、水産技術及び経営ノウハウの導入、外貨の獲得、雇用機会の創出等への貢献が大きく、漁業の自国化政策等の推進及び地場産業振興のための有力な方策として、関係沿岸国から期待されている。

財団は、これまでに我が国漁業者を通じ、多数の海外漁業合併法人等に対し、貸付けを行ってきている。平成 29(2017)年におけるこれら現地合併法人等の水産物の売上数量を可能な範囲で調査したところ、概数ではあるが約 70 万トンであり、これに我が国遠洋漁業の生産量約 31 万トンを加えれば、我が国排他的経済水域以外の水域における海外漁業の重要性は依然として高い状況にある。

(3) 用船方式等による入漁

関係沿岸国の現地法人への漁船の貸渡方式(用船方式)により、我が国まぐろ漁船がナミビア水域で操業を行っていたが、平成 29(2017)年後半から入漁はない。また、大型いか釣り漁船及びトロール漁船がニュージーランド水域において操業していたが、同国国内法の発効により平成 28(2016)年 5 月以降用船方式の入漁が不可能となった。

2-3 公海における操業

公海においては、資源保存管理措置の導入や国連において公海漁業を規制する各種の協定や決議が採択されている。また、高度回遊性魚種やストラドリリング魚種については、地域毎に国際機関が設けられ、その中で資源保存管理措置が定められている。これら漁業規制措置の多くは、資源の持続的利用及び環境保護の視点から提起される傾向となっている。

トロール漁業による公海操業は、天皇海山においてクサカリツボダイ及びキンメダイ等の操業が行われているほか、CCAMLR(南極海洋生物資源保存委員

会)、SEAF0(南東大西洋漁業機関)及び SIOFA(南インド洋漁業協定)の管轄する公海水域においては、メロ及びキンメダイなどを対象とする操業が行われている。

天皇海山水域での操業に関しては、北太平洋の公海における海洋生態系を保護しつつ、漁業資源の長期的な保存及び持続可能な利用の確保を目的として、北太平洋漁業委員会(NPFC)が設立され、我が国は平成24(2012)年7月に受諾書を寄託し、事務局が東京に設置された。平成29(2017)年7月に札幌で開催された第3回委員会の結果、サンマの保存管理措置について、遠洋漁業国・地域による許可隻数の増加を禁止する措置については合意されたものの、国別漁獲上限については合意が得られなかった(本措置は1年限り、平成30年再度議論)。また、マサバの保存管理措置については、我が国の提案により、可能な限り早期に資源評価を完了し、それまでの間、公海でマサバを漁獲する許可漁船の隻数の増加を禁止する措置が合意された。加えて、IUU(違法・無報告・無規制)漁船対策として、IUU漁船リストの採択及び加盟国・地域が条約水域でIUU漁船を取り締まるために必要な公海乗船検査手続きについて暫定合意等が行われた。

次回委員会会合は、平成30(2018)年7月に日本で開催される予定になっている。

2-4 その他国際機関、地域漁業管理機関における動き

(1) 中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)

平成29(2017)年12月にフィリピンのマニラで第14回年次会合が開催され、太平洋クロマグロの保存管理措置は、平成29(2017)年8~9月に開催された北小委員会の以下の合意事項などが採択された。

- ・親魚資源量を2024年までに、少なくとも60%の確率で歴史的中間値(約4万1千トン)まで回復させることを暫定回復目標とする。
- ・30キロ未満の小型魚の漁獲量を2002~2004年平均水準から半減する(我が国は4,007トン)。
- ・30キロ以上の大型魚の漁獲量を2002~2004年平均水準から増加させない(我が国は4,882トン)。
- ・長期管理方策について、漁獲制御ルール及び管理基準値の検討を行った。
- ・緊急措置について、2020年まで、資源評価の頻度を2年毎から毎年に変更することになった。

また、メバチ・キハダ・カツオの保存管理措置について、現行措置の見直しについて議論され、以下のとおり、2018年の1年間の暫定措置が合意された。

ア. まき網漁業

- ・集魚装置 (FAD) 禁漁期間について、EEZ 内は 3 か月、公海は 5 ヶ月。
- ・公海操業日数制限について、先進国に加え、島嶼国がチャーターする船にも適用される。
- ・FAD 個数制限について、1 隻あたり常時 350 個以下。

イ. はえ縄漁業

- ・我が国のメバチの漁獲枠が 16,860 トン (2017 年) から 18,265 トンに増加。

次回年次会合は、平成 30 (2018) 年 12 月にミクロネシア連邦で開催される予定になっている。

(2) ナウル協定加盟国 (PNA)

PNA の 8 か国は、FFA 加盟国の中でも特に広大で良好なかつお・まぐろ漁場を有しており、近年、自らの漁業資源からより大きな利益を得ようとする動きが活発になり、平成 22 (2010) 年 4 月に PNA 事務局がマーシャルのマジュロに開設された。

平成 22 (2010) 年 2 月には、第 1 回 PNA 大統領サミットがパラオのロールで開催され、同年 11 月には漁船の漁獲能力を「隻数」ではなく「漁船が漁場で操業する日数 (VD)」で管理する隻日数制度 (VDS) を導入するとともに、PNA 加盟国の排他的経済水域で囲まれる公海での操業禁止を決定するなど、大きな影響力を持つようになってきた。

VDS は、平成 23 年 (2011 年) からまき網漁業について加盟 8 か国で導入され、平成 30 (2018) 年現在、はえ縄漁業でも一部の国で導入され始めており、今後も PNA の動きを注視する必要がある。

(3) みなみまぐろ保存委員会 (CCSBT)

平成 29 (2017) 年 10 月にインドネシアのジョグジャカルタで第 24 回年次会合が開催された。昨年合意された 2018~2020 年の 3 か年の TAC 及び各メンバーへの割当量については、科学委員会における資源評価を踏まえ、合意どおりとすることが確認され、我が国の割当量は各年 6,165 トン (インドネシアに各年 21 トン、南アフリカに各年 27 トンが 3 年間移譲される。) とされた。

また、各メンバーは、未使用の割当量を翌年漁期以降にも繰り越すことが可能となった (ただし繰越量は繰越し前の割当の 20% が上限。)

フィリピンについては、これまで、「協力的非加盟国」として CCSBT の議論に参加してきたが、近年、同国はミナミマグロの漁獲を行っており

ず、会合にも出席していないことから、「協力的非加盟国」としての地位を失うこととなった。

次回年次会合は、平成 30(2018)年 10 月にヌメア（ニューカレドニア）で開催される予定になっている。

(4) インド洋まぐろ類委員会 (IOTC)

平成 29(2017)年 5 月にインドネシアのジョグジャカルタで第 21 回年次会合が開催された。キハダの保存管理措置については、まき網漁船 1 隻当たりの FAD の数を削減する措置（一度に設置できる数を 425 個から 350 個に削減し、また 1 年間に設置できる数を 850 個から 700 個に削減）などが採択された。なお、我が国漁船の操業に影響はない。

また、混獲されるサメ類のヒレの船上での切り離しを禁止する提案が議論され、我が国等の意見を踏まえ、冷凍保存されるサメについては適用除外とする形で採択された。

次回年次会合は、平成 30(2018)年にタイで開催される予定になっている。

(5) 全米熱帯まぐろ類委員会 (IATTC)

平成 29(2017)年 7 月にメキシコのメキシコシティで第 92 回会合（年次会合）が開催され、メバチ・キハダの保存管理措置について、以下の内容が合意された。

- ・2017～2020 年におけるまき網漁業の禁漁期間を拡大(62 日→72 日へ拡大、一部漁法に設定されていた漁獲上限は廃止)。
 - ・2018～2020 年においてまき網漁業で使用可能な FAD の数を大型まき 網漁船で 450 個に制限。なお、はえ縄漁業の我が国漁獲枠に変更はない。
- 次回年次会合は平成 30(2018)年にグアテマラで開催される予定になっている。

(6) 大西洋まぐろ類保存国際委員会 (ICCAT)

平成 29(2017)年 11 月にモロッコ王国のマラケシュで年次会合（第 25 回通常会合）が開催された。大西洋クロマグロの保存管理措置等について、以下の内容が合意された。

2017 年：23,655 トン

2018 年：28,200 トン(対前年 4,545 トン増)

そのうち日本の割当量は以下のように決定した。

2017 年：1,930.88 トン

2018年：2,279.00トン(対前年348.12トン増)

また、西大西洋クロマグロについて、2018年は昨年より350トン増加し、2,350トン(うち日本の割当は407.48トン)のTACが割り当てられることとなった。

さらに、北大西洋アオザメの保存管理措置について、オブザーバー乗船等の一部の例外を除き、原則漁獲禁止とし、2019年に新たな措置を検討することが合意された。

次回年次会合は、平成30(2018)年11月にクロアチアで開催される予定になっている。

(7) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(CITES)

平成28(2016)年9月から10月に南アフリカのヨハネスブルグで開催された第17回締約国会議では、ウナギ類及び宝石サンゴの資源や貿易の状況等を議論する場を設けるという提案が採択された。オナガザメ類、クロトガリザメ及びイトマキエイ類の附属書Ⅱへの新規掲載提案については、いずれも可決された。また、ウナギ類及び宝石サンゴの資源や貿易の状況等を議論する場を設けるという提案も採択された。

次回締約国会議は平成31(2019)年5～6月にコロンボ(スリランカ)で開催される予定になっている。

(8) 国際捕鯨委員会(IWC)

平成28(2016)年10月にスロベニアのポルトロージュで第66回年総会が開催され、豪州・NZが提案した、総会がその下に新たに設置される作業部会の助言を得て、鯨類科学調査計画について意見を表明することが決定された。これに対し、我が国は、本決議が鯨類科学調査に関する特別許可発給を不当に制限するとともに、評価の公平性や科学的根拠が損なわれる可能性があることから、こうした問題点を指摘した上で反対票を投じ、決議採択後もこの旨を明確に表明した。また、我が国より、次回総会までの閉会期間中に、鯨類に対する根本的な意見の違いを踏まえた今後のIWCの道筋に関して、透明性のある形で議論を実施することを提案した。今後、我が国提案をたたき台とし、具体的な進め方も含め関係国から意見を聞きながら進めていくこととなった。

次回総会は平成30(2018)年に、ブラジルのプライア・ド・フォルチで開催される予定になっている。

〈財団の協力事業〉

このように年々厳しさを増す国際漁業環境に対応して、我が国海外漁場の維持・確保を図るため、当財団は、平成 29 年度においては国際漁業振興協力事業費補助金及び漁業協定等実施費補助金を受けるとともに、包括的な国際資源管理体制構築事業のうち科学オブザーバー調査分析事業を受託し、海外漁場確保と海外漁業協力とを一体的に推進するとの国の施策に基づき、水産庁の指導及び関係団体等の協力を得て、次の各事業を実施した。

1. 技術協力

(1) 関係沿岸国の漁業振興

- 1) 水産振興・資源管理協力事業
- 2) 国際資源管理対策事業
- 3) 分野別研修事業
- 4) 漁場確保対策事業
- 5) 漁業振興協力支援事業
- 6) 持続的利用体制確立事業
- 7) 科学オブザーバー調査分析事業

(2) 海外漁業交流の促進

- 1) 要人招請
- 2) 漁業取極交渉の支援

2. 資金の貸付け

平成 29 年度に当財団が実施した各事業の概要は、以下のとおりである。

2-5 技術協力

(1) 関係沿岸国の漁業振興

1) 水産振興・資源管理協力事業

ア. 地域巡回機能回復等支援事業

太平洋島嶼国の関係沿岸国の水産業振興に資するため、当該分野に精通した専門家を派遣するとともに資機材を供与し、水産関連施設の修理・修復及びメンテナンスに関する技術移転並びに漁民組織等の活性化を図るための助言等を太平洋地域のミクロネシア連邦、パラオ共和国、マーシャル諸島共和国、キリバス共和国、ソロモン諸島、ナウル共和国、ツバル、フィジー共和国及びパプアニューギニア独立国の 9 か国において実施した。

イ. 拠点機能回復等支援事業

関係沿岸国の水産業振興に資するため、専門家を派遣して水産関連施設の修理・修復及びメンテナンスに関する技術移転をモーリタニア・イスラム共和国及びカーボヴェルデ共和国において拠点形式で実施した。

ウ. 技術普及支援事業

関係沿岸国の水産振興に資するため、沿岸漁業振興、資源管理、増養殖等の協力に関する専門家を派遣し、必要な技術指導等をソロモン諸島、パプアニューギニア独立国、パラオ共和国及びモザンビーク共和国の4か国において実施した。

また、関係沿岸国の水産業開発・振興に貢献するための機材を供与するとともに、適切な使用・管理方法に関する指導をミクロネシア連邦において実施した。

2) 国際資源管理対策事業

フォーラム漁業機関（FFA）及び FFA 加盟国に対してまぐろ産業の振興等に係る助言を行った。

インド洋まぐろ類委員会（IOTC）関係国に対して、まぐろ類の漁獲及びまぐろ類資源に関連する情報収集・統計分析の精度向上のための技術指導及び調査を行った。

3) 分野別研修事業

我が国の民間ベースによる海外漁業協力事業及び国際的な資源管理の効果的推進を図るため、関係沿岸国政府又は関係団体や企業等からの推薦を得て①漁船員養成（乗船）コース、②水産技術者養成（実習）コース、③水産指導者養成（資源管理）コース、④水産指導者養成（漁業管理）コース、⑤水産指導者養成（持続的利用）コースにより、関係 24 か国から 39 名の研修生を受け入れ、水産技術に関する研修を実施した。

4) 漁場確保対策事業

ア. 協力可能性調査員派遣

我が国中小漁業者等が行う海外での海外漁業協力事業の円滑な推進を図るため、中小漁業者団体等からの申請に基づき調査員を派遣し、事前に相手国の実態を把握するなど、協力事業の可能性に関する調査又は協議をするものであり、ロシア連邦（2 件）に対し 6 名の調査員を派遣した。

イ. 機材供与協力

我が国中小漁業者団体等が関係沿岸国との取極等により、当該国の漁業開発振興のための水産関連機材を供与する場合、当該団体等の申請に基づき、機材供与に要する経費の一部負担に協力するものであり、ロシア連邦(2件)において実施した。

5) 漁業振興協力支援事業

ア. 専門家の登録

海外において漁業協力事業に従事することを希望する水産関係技術専門家を平成30年3月31日時点で48名を登録した。

イ. 専門家の確保

海外漁業協力事業の円滑な促進を図るため、当該事業の実施に当たって本邦から海外の地域へ派遣する専門家の要員として、登録専門家のうちから2名を確保した。

ウ. 専門家の派遣

これらの専門家のうち、本年度は海外漁業開発のための技術協力専門家として、延べ116名を派遣した。

エ. 情報の収集及び提供

関係諸国の漁業等に関する政策・動向等を把握するため、関係機関、現地の新聞・出版物及び現地調査等により、各種の情報・資料を収集するとともに、これらの情報等に基づいて「海外漁業協力」誌を5回発刊し、関係者に提供した。

オ. 評価調査

財団が実施した技術協力事業の評価を行い、効果的・効率的な事業の実施に資するとともに、評価の結果を今後の技術協力事業の企画、立案等にフィードバックした。また、外部の有識者評価委員による現地評価調査を実施するとともに、評価報告書を財団ホームページで公表した。

6) 持続的利用体制確立事業

対象国における鯨類資源を含む水産資源の持続的利用に関する施策を所管する政府機関等に対し、対象国において当該施策の形成促進または円滑な実施を目的としたアドバイザーを派遣した。派遣されたアドバイザー

は、対象国政府に対し、水産資源の持続的利用を図るためには科学的な根拠に基づいて適切な資源管理が行われるべきとの基本的な考え方について、働きかけや行政施策に対する助言を行った。

ソロモン諸島、キリバス共和国、パプアニューギニア独立国、パラオ共和国、ツバル、マーシャル諸島共和国、ナウル共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、カーボヴェルデ共和国、タンザニア連合共和国の10か国、モロッコ王国に事務所を置く大西洋沿岸アフリカ諸国漁業協力閣僚会議（ATLAFCO）で実施した。

7) 科学オブザーバー調査分析事業

関係沿岸国における資源の持続的な利用を確保するため地域漁業管理機関の保存管理措置に基づき、国際基準に準拠した科学オブザーバーを育成して漁船に乗船させ漁獲対象魚種及び混獲生物に関する科学データを収集する他、水揚げ地において漁獲物の組成調査（ポートサンプリング）等を行うものであり、日本人オブザーバー向け講習会を4回開催し、13名に対し調査に必要な専門知識と技術を指導した。また、乗船前にはブリーフィングを24航海（日本人3航海、インドネシア人21航海）、下船後にデブリーフィングを125航海（日本人19航海、インドネシア人106航海）実施した。乗船配乗は141航海（日本人19航海、インドネシア人122航海）行い、オブザーバーが収集したデータを国際水産資源研究所に提供した。また、焼津、枕崎、山川の3漁港において合計26回のポートサンプリングを実施した。

さらに、（一社）全国近海かつお・まぐろ漁業協会との受託契約に基づき、インドネシア人科学オブザーバーの乗船配置業務を12回実施した。

(2) 海外漁業交流の促進

1) 要人招請

我が国漁業の実情視察、関係機関との協議及び漁業者との交流等により相互理解を深めるためのものであり、ミクロネシア連邦、ソロモン諸島及びナウル共和国の3か国から9名を招請した。

2) 漁業取極交渉の支援

我が国海外漁場の確保と海外漁業協力を一体的に推進するため、役職員等をソロモン諸島、ミクロネシア連邦、パラオ共和国、パプアニューギニア独立国、フィジー共和国に派遣し、漁業協議及び交渉等の支援を行った。

2-6 海外漁業協力事業資金の貸付け

関係企業等から海外における漁業合併事業に必要な施設の購入等設備資金及び関係沿岸国における漁業開発振興に寄与する事業等に必要な資金に関する融資相談があったが、これらのうち、財団の事業の目的及び「国際漁業振興協力事業実施要領」の定めるところに従い、貸付けの対象として認められる案件について、関係省庁との協議並びに厳正な審査を行った結果、国際的な資源管理の推進等のために国際機関が行う協力事業の他、国際的な資源管理の推進等のために行う開発可能性調査その他技術協力の実施に必要な資金並びにアクセスフィーに係る事業に必要な資金に対して合計4件16,560百万円の貸付決定を行い、前年度末交付分を含め15,963百万円の資金交付を行った。

3 事業報告の附属明細書

平成 29 年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので、公益財団法人海外漁業協力財団定款第 10 条 1 項(2)に規定する「事業報告の附属明細書」は作成しない。

Ⅱ 決算報告書

貸借対照表

正味財産増減計算書

正味財産増減計算書内訳書

財務諸表に対する注記

附属明細書

財産目録

(参考)

資金収支計算書

資金収支計算書に対する注記

貸借対照表

平成30年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金及び預金	568,785,142	724,158,051	△ 155,372,909
有価証券		165,768,408	△ 165,768,408
前払費用	5,081,663	5,264,808	△ 183,145
未収収益	93,032,777	81,436,121	11,596,656
未収金	209,505,899	145,874,245	63,631,654
立替金	1,851,647	308,500	1,543,147
仮払金	50,000	3,446,549	△ 3,396,549
流動資産合計	878,307,128	1,126,256,682	△ 247,949,554
2 固定資産			
(1) 基本財産			
預金	329,611,760	30,924,749	298,687,011
投資有価証券	12,271,052,704	12,602,863,472	△ 331,810,768
基本財産合計	12,600,664,464	12,633,788,221	△ 33,123,757
(2) 特定資産			
1) 貸付資金財産			
貸付金	61,790,614,730	57,992,282,533	3,798,332,197
預金	2,795,200,293	12,280,532,490	△ 9,485,332,197
貸倒引当金	△ 406,341,942	△ 514,499,375	108,157,433
貸付資金財産合計	64,179,473,081	69,758,315,648	△ 5,578,842,567
2) 便宜置籍漁船スクラップ事業財産			
預金	141,079,557	69,747,557	71,332,000
投資有価証券	2,597,220,000	2,625,011,000	△ 27,791,000
便宜置籍漁船スクラップ事業財産合計	2,738,299,557	2,694,758,557	43,541,000
特定資産合計	66,917,772,638	72,453,074,205	△ 5,535,301,567
(3) その他固定資産			
有形固定資産	19,317,733	15,390,355	3,927,378
リース資産	9,260,849		9,260,849
無形固定資産	3,763,254	3,483,318	279,936
投資有価証券	204,195,296	33,156,000	171,039,296
敷金・保証金	28,624,350	30,156,224	△ 1,531,874
職員貸付金	86,000	1,922,500	△ 1,836,500
その他固定資産合計	265,247,482	84,108,397	181,139,085
固定資産合計	79,783,684,584	85,170,970,823	△ 5,387,286,239
資産合計	80,661,991,712	86,297,227,505	△ 5,635,235,793
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	40,476,347	1,178,383	39,297,964
未払費用	9,916,380	4,179,764	5,736,616
未払法人税等	78,200	87,800	△ 9,600
未払消費税等	1,974,500	1,609,300	365,200
預り金	18,337,223	61,572,447	△ 43,235,224
賞与引当金	34,086,400	34,433,026	△ 346,626
リース債務	2,096,796		2,096,796
流動負債合計	106,965,846	103,060,720	3,905,126
2 固定負債			
退職給付引当金	394,888,700	478,234,800	△ 83,346,100
役員退職慰労引当金	22,661,900	19,994,400	2,667,500
リース債務	7,164,053		7,164,053
国庫納付預り金	2,754,156,451	2,701,196,246	52,960,205
固定負債合計	3,178,871,104	3,199,425,446	△ 20,554,342
負債合計	3,285,836,950	3,302,486,166	△ 16,649,216
III 正味財産の部			
1 指定正味財産			
国庫補助金	64,279,473,081	69,860,955,648	△ 5,581,482,567
民間寄付金	100,000,000	102,640,000	△ 2,640,000
指定正味財産合計	64,379,473,081	69,963,595,648	△ 5,584,122,567
(うち基本財産への充当額)	(200,000,000)	(205,280,000)	(5,280,000)
(うち特定資産への充当額)	(64,179,473,081)	(69,758,315,648)	(△5,578,842,567)
2 一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	12,996,681,681	13,031,145,691	△ 34,464,010
(うち特定資産への充当額)	(12,400,664,464)	(12,428,508,221)	(27,843,757)
正味財産合計	77,376,154,762	82,994,741,339	△ 5,618,586,577
負債及び正味財産合計	80,661,991,712	86,297,227,505	△ 5,635,235,793

正味財産増減計算書

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	190,975,429	191,423,129	△ 447,700
特定資産運用益			
貸付資金受取利息	159,056	545,383	△ 386,327
受取会費	1,190,000	1,145,000	45,000
事業収益			
貸付事業収益	454,275,991	512,383,014	△ 58,107,023
受取補助金等	905,930,678	659,027,335	246,903,343
受取国庫補助金	725,945,052	483,811,918	242,133,134
受託事業収益	179,985,626	175,215,417	4,770,209
(1) 受取寄附金			
一般受取寄附金	55,977	58,000	△ 2,023
雑収益	3,106,816	3,247,864	△ 141,048
受取利息	2,875,085	2,903,431	△ 28,346
雑収益	231,731	344,433	△ 112,702
経常収益計	1,555,693,947	1,367,829,725	187,864,222
(2) 経常費用			
事業費	1,412,539,357	1,299,656,304	112,883,053
役員報酬	16,114,940	16,497,262	△ 382,322
給料手当	248,187,126	251,625,949	△ 3,438,823
賞与引当金繰入額	24,953,608	25,694,845	△ 741,237
役員退職慰労引当金繰入額	1,762,925	2,023,200	△ 260,275
退職給付費用	31,120,482	35,264,111	△ 4,143,629
福利厚生費	58,889,251	56,208,552	2,680,699
旅費交通費	258,154,114	264,213,483	△ 6,059,369
資機材費	293,398,651	297,056,408	△ 3,657,757
技術料	74,506,987	48,278,424	26,228,563
現地運営費	287,335,346	197,283,389	90,051,957
専門家確保費	0	3,201,687	△ 3,201,687
専門家待機費	2,954,340	2,462,280	492,060
通信運搬費	8,785,307	8,133,640	651,667
減価償却費	4,296,559	3,747,763	548,796
消耗什器備品費	32,400		32,400
消耗品費	1,888,637	1,737,472	151,165
印刷製本費	1,714,611	1,268,871	445,740
光熱水料費	1,125,688	989,940	135,748
賃借料	31,870,823	30,140,729	1,730,094
諸謝金	38,484,884	24,688,433	13,796,451
租税公課	7,102,627	6,686,506	416,121
会議費	1,236,028	5,486,859	△ 4,250,831
雑費	18,624,023	16,966,501	1,657,522
管理費	145,589,495	164,295,008	△ 18,705,513
役員報酬	13,810,820	13,488,498	322,322
給料手当	81,155,782	85,174,191	△ 4,018,409
賞与引当金繰入額	8,411,427	8,738,181	△ 326,754
役員退職慰労引当金繰入額	904,575	955,800	△ 51,225
退職給付費用	4,681,218	19,305,689	△ 14,624,471
福利厚生費	15,123,445	15,912,711	△ 789,266
旅費交通費	953,933	360,978	592,955
通信運搬費	361,998	326,339	35,659
減価償却費	1,328,825	1,089,412	239,413
消耗什器備品費	43,999		43,999
消耗品費	784,966	689,317	95,649
印刷製本費	150,753	194,397	△ 43,644
光熱水料費	317,130	268,441	48,689
賃借料	9,384,770	8,872,955	511,815
保険料	50,000	50,000	0
諸謝金	3,043,117	3,880,075	△ 836,958
租税公課	71,773	68,311	3,462
会議費	92,515	65,250	27,265
雑費	4,918,449	4,854,463	63,986
経常費用計	1,558,128,852	1,463,951,312	94,177,540

評価損益等調整前当期経常増減額	△ 2,434,905	△ 96,121,587	93,686,682
基本財産評価損益等	△ 30,109,137	△ 310,518,848	280,409,711
投資有価証券評価損益等	△ 1,844,474	△ 2,913,341	1,068,867
評価損益等計	△ 31,953,611	△ 313,432,189	281,478,578
当期経常増減額	△ 34,388,516	△ 409,553,776	375,165,260
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
雑収益			0
役員退職慰労引当金戻入額		1,964,000	△ 1,964,000
退職給付引当金戻入額		61,463,400	△ 61,463,400
経常外収益計	0	63,427,400	△ 63,427,400
(2) 経常外費用			
雑損失	2,594	41,276	△ 38,682
固定資産除却損		1	△ 1
経常外費用計	2,594	41,277	△ 38,683
当期経常外増減額	△ 2,594	63,386,123	△ 63,388,717
税引前当期一般正味財産増減額	△ 34,391,110	△ 346,167,653	311,776,543
法人税、住民税及び事業税	72,900	89,900	△ 17,000
当期一般正味財産増減額	△ 34,464,010	△ 346,257,553	311,793,543
一般正味財産期首残高	13,031,145,691	13,377,403,244	△ 346,257,553
一般正味財産期末残高	12,996,681,681	13,031,145,691	△ 34,464,010
II 指定正味財産増減の部			
貸倒引当金戻入額	108,157,433		108,157,433
基本財産評価益	△ 5,280,000	△ 4,180,000	△ 1,100,000
貸倒引当金繰入額		171,944,539	△ 171,944,539
国庫返還金	5,687,000,000		5,687,000,000
当期指定正味財産増減額	△ 5,584,122,567	△ 176,124,539	△ 5,407,998,028
指定正味財産期首残高	69,963,595,648	70,139,720,187	△ 176,124,539
指定正味財産期末残高	64,379,473,081	69,963,595,648	△ 5,584,122,567
III 正味財産期末残高	77,376,154,762	82,994,741,339	△ 5,618,586,577

正味財産増減計算書内訳表

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	合計
	海外漁業協力事業	職員福利厚生事業		
I 一般正味財産増減の部				
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	5,672,877		185,302,552	190,975,429
特定資産運用益				
貸付資金受取利息	159,056			159,056
受取会費	1,190,000			1,190,000
事業収益				
貸付事業収益	454,275,991			454,275,991
受取補助金等	905,930,678			905,930,678
受取国庫補助金	725,945,052			725,945,052
受託事業収益	179,985,626			179,985,626
(1) 受取寄附金				
一般受取寄附金	55,977			55,977
雑収益	48,183	209,220	2,849,413	3,106,816
受取利息	5	25,667	2,849,413	2,875,085
雑収益	48,178	183,553	0	231,731
経常収益計	1,367,332,762	209,220	188,151,965	1,555,693,947
(2) 経常費用				
事業費	1,412,401,298	138,059		1,412,539,357
役員報酬	16,114,940			16,114,940
給料手当	248,093,602	93,524		248,187,126
賞与引当金繰入額	24,943,302	10,306		24,953,608
役員退職慰労引当金繰入額	1,762,925			1,762,925
退職給付費用	31,107,900	12,582		31,120,482
福利厚生費	58,874,542	14,709		58,889,251
旅費交通費	258,154,114			258,154,114
資機材費	293,398,651			293,398,651
技術料	74,506,987			74,506,987
現地運営費	287,335,346			287,335,346
専門家待機費	2,954,340			2,954,340
通信運搬費	8,785,307			8,785,307
減価償却費	4,296,559			4,296,559
消耗什器備品費	32,400			32,400
消耗品費	1,888,637			1,888,637
印刷製本費	1,714,611			1,714,611
光熱水料費	1,125,688			1,125,688
賃借料	31,870,823			31,870,823
諸謝金	38,484,884			38,484,884
租税公課	7,095,689	6,938		7,102,627
会議費	1,236,028			1,236,028
雑費	18,624,023			18,624,023
管理費			145,589,495	145,589,495
役員報酬			13,810,820	13,810,820
給料手当			81,155,782	81,155,782
賞与引当金繰入額			8,411,427	8,411,427
役員退職慰労引当金繰入額			904,575	904,575
退職給付費用			4,681,218	4,681,218
福利厚生費			15,123,445	15,123,445
旅費交通費			953,933	953,933
通信運搬費			361,998	361,998
減価償却費			1,328,825	1,328,825
消耗什器備品費			43,999	43,999
消耗品費			784,966	784,966
印刷製本費			150,753	150,753
光熱水料費			317,130	317,130
賃借料			9,384,770	9,384,770
保険料			50,000	50,000
諸謝金			3,043,117	3,043,117
租税公課			71,773	71,773
会議費			92,515	92,515
雑費			4,918,449	4,918,449
経常費用計	1,412,401,298	138,059	145,589,495	1,558,128,852

評価損益等調整前当期経常増減額	△ 45,068,536	71,161	42,562,470	△ 2,434,905
基本財産評価損益等			△ 30,109,137	△ 30,109,137
投資有価証券評価損益等			△ 1,844,474	△ 1,844,474
評価損益等計			△ 31,953,611	△ 31,953,611
当期経常増減額	△ 45,068,536	71,161	10,608,859	△ 34,388,516
2 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
雑損失	2,594		0	2,594
経常外費用計	2,594	0	0	2,594
当期経常外増減額	△ 2,594	0	0	△ 2,594
他会計振替額	28,466	△ 28,466		0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 45,042,664	42,695	10,608,859	△ 34,391,110
法人税、住民税及び事業税		72,900		72,900
当期一般正味財産増減額	△ 45,042,664	△ 30,205	10,608,859	△ 34,464,010
一般正味財産期首残高	450,949,358	115,073	12,580,081,260	13,031,145,691
一般正味財産期末残高	405,906,694	84,868	12,590,690,119	12,996,681,681
II 指定正味財産増減の部				
貸倒引当金戻入額	108,157,433			108,157,433
基本財産評価益	△ 5,280,000			△ 5,280,000
国庫返還金	5,687,000,000			5,687,000,000
当期指定正味財産増減額	△ 5,584,122,567			△ 5,584,122,567
指定正味財産期首残高	69,963,595,648			69,963,595,648
指定正味財産期末残高	64,379,473,081			64,379,473,081
III 正味財産期末残高	64,785,379,775	84,868	12,590,690,119	77,376,154,762

財務諸表に対する注記

1 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券以外の有価証券

決算日の市場価格に基づく時価法(評価差額は正味財産増減額として処理し売却原価は移動平均法により算出)を採用している。

なお、取得価額と額面金額との差額が金利の調整と認められる債券については、償却原価法により原価を算定している。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産(リース資産を除く): 定額法を採用している。
- ② リース資産: 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産についてはリース期間を耐用年数として、残存価額をゼロとする定額法を採用している。
- ③ 無形固定資産: 定額法を採用している。
- ④ 長期前払費用: 定額法を採用している。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸付金の貸倒損失に備えるため、当財団で定めている償却及び引当基準により、自己査定による区分及び債権の分類に応じて算定された金額としている。

② 賞与引当金

職員等に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

③ 退職給付引当金

職員等の退職金支給に備えるため、期末在籍者の自己都合による期末退職給与の要支給額を基礎として計算した金額を計上している。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上している。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

海外漁業協力事業にかかる為替レートについては、内規に基づき3月20日外国為替電信売相場を採用している。ただし、外貨貸付については貸付時のスワップ契約によるレートを採用している。

(5) ヘッジ会計処理の方法

① ヘッジ会計の方法

振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては振当処理を採用している。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段: 通貨スワップ

ヘッジ対象: 外貨建貸付

③ ヘッジ方針

為替相場の変動によるリスクを回避することを目的とし、投機的な取引は行わない方針である。

④ ヘッジ有効性の評価

通貨スワップについては、振当処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略している。

(6) 消費税の会計処理

消費税は税込み方式を採用している。

2 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
預金	30,924,749	334,973,402	36,286,391	329,611,760
投資有価証券	12,602,863,472	1,897,410,809	2,229,221,577	12,271,052,704
小 計	12,633,788,221	2,232,384,211	2,265,507,968	12,600,664,464
特定資産				
貸付資金財産				
貸付金	57,992,282,533	22,863,359,668	19,065,027,471	61,790,614,730
預金	12,280,532,490	29,650,245,033	39,135,577,230	2,795,200,293
貸倒引当金	△ 514,499,375	△ 406,341,942	△ 514,499,375	△ 406,341,942
計	69,758,315,648	52,107,262,759	57,686,105,326	64,179,473,081
便宜置籍漁船スクラップ事業財産				
預金	69,747,557	2,736,182,723	2,664,850,723	141,079,557
投資有価証券	2,625,011,000	2,623,680,500	2,651,471,500	2,597,220,000
計	2,694,758,557	5,359,863,223	5,316,322,223	2,738,299,557
小 計	72,453,074,205	57,467,125,982	63,002,427,549	66,917,772,638
合 計	85,086,862,426	59,699,510,193	65,267,935,517	79,518,437,102

3 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち、負債等に対応する額)
基本財産				
預金	329,611,760	-	(329,611,760)	-
投資有価証券	12,271,052,704	(200,000,000)	(12,071,052,704)	-
小 計	12,600,664,464	(200,000,000)	(12,400,664,464)	-
特定資産				
貸付資金財産				
貸付金	61,790,614,730	(61,790,614,730)	-	-
預金	2,795,200,293	(2,795,200,293)	-	-
貸倒引当金	△ 406,341,942	(△406,341,942)	-	-
計	64,179,473,081	(64,179,473,081)	-	-
便宜置籍漁船スクラップ事業財産				
預金	141,079,557	-	-	(141,079,557)
投資有価証券	2,597,220,000	-	-	(2,597,220,000)
計	2,738,299,557	-	-	(2,738,299,557)
小 計	66,917,772,638	(64,179,473,081)	-	(2,738,299,557)
合 計	79,518,437,102	(64,379,473,081)	(12,400,664,464)	(2,738,299,557)

4 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物附属設備	19,313,700	6,007,837	13,305,863
車両運搬具	13,114,757	7,641,227	5,473,530
備品	19,596,922	19,058,582	538,340
有形固定資産 計	52,025,379	32,707,646	19,317,733
備品(パソコン)	10,483,980	1,223,131	9,260,849
リース資産 計	10,483,980	1,223,131	9,260,849
ソフトウェア	4,694,760	1,411,506	3,283,254
電話加入権	480,000	-	480,000
無形固定資産 計	5,174,760	1,411,506	3,763,254
合 計	67,684,119	35,342,283	32,341,836

5 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位:円)

補助金等の名称	交付者	前期末 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期末 残高	貸借対照表上 の記載区分
補助金						
貸付造成費補助金	国庫	69,758,315,648	469,099,884	6,047,942,451	64,179,473,081	指定正味財産
振興基金造成費補助金	国庫	102,640,000		2,640,000	100,000,000	指定正味財産
基本財産指定寄附金	業界団体	102,640,000		2,640,000	100,000,000	指定正味財産
国際漁業振興協力事業費補助金	国庫		725,945,052	725,945,052		一般正味財産
委託費						
科学オブザーバー調査分析事業委託費	国庫	0	176,962,526	176,962,526	0	一般正味財産
科学オブザーバー乗下船同行事業委託費	業界団体	0	3,023,100	3,023,100	0	一般正味財産
合計		69,963,595,648	1,375,030,562	6,959,153,129	64,379,473,081	

6 資産除去債務に関する注記

当財団は、事務所の不動産賃借契約に基づき、事務所の退去時における現状回復に係る債務を資産除去債務として認識している。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当該事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっている。この見積もりにあたり、使用見込期間は入居から平均撤退年数等を利用している。

当事業年度において、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額は、8,411,040円である。

また、当事業年度における敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額の増減については、重要なものはない。

7 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

確定給付型の制度として退職一時金制度を設けている。

(2) 退職給付債務及びその内訳

(単位:円)

職員等退職給付債務	394,888,700
職員等退職給付引当金	394,888,700

(3) 退職給付費用に関する事項

(単位:円)

勤務費用	35,801,700
退職給付費用	35,801,700

(4) 退職給付債務の計算の基礎に関する事項

退職給付債務の計算に当たっては、退職一時金制度に基づく期末自己都合要支給額を基礎として計算している。

8 その他

(1) 基本財産に含まれる預金及び投資有価証券の保有目的別の償却原価調整後帳簿価額、時価評価後帳簿価額、時価評価差額及び貸借対照表計上額は、次の通りである。

(単位:円)

	償却原価調整 後帳簿価額	時価評価後帳 簿価額	時価評価差額	貸借対照表計上額
預金	329,611,760			329,611,760
その他有価証券 投資有価証券	10,412,127,549	12,271,052,704	1,858,925,155	12,271,052,704
基本財産合計	10,741,739,309	12,271,052,704	1,858,925,155	12,600,664,464

附属明細書

1 基本財産及び特定資産の明細

基本財産及び特定資産の明細については、「財務諸表に対する注記 2 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高」に記載しているので、内容の記載を省略する。

2 引当金の明細

(単位:円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	514,499,375			108,157,433	406,341,942
賞与引当金	34,433,026	34,086,400	34,433,026		34,086,400
退職給付引当金	478,234,800	25,111,800	108,457,900		394,888,700
役員退職慰労引当金	19,994,400	2,667,500			22,661,900

財 産 目 録

平成30年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額	
流動資産				
流動資産	現金	現金手許保管(海外駐在員事務所他)	運転資金として使用	3,985,197
		現金手許保管(本部)	同上	3,721,305
				263,892
	預金	普通預金	同上	564,799,945
		三菱東京UFJ銀行/虎ノ門支店		341,882,948
		りそな銀行/東京営業部		170,657,288
		りそな銀行/赤坂支店		48,580,444
		みずほ銀行/新橋支店		2,706,045
		三井住友銀行/東京公務部		972,706
		ゆうちょ銀行/虎ノ門支店		514
	前払費用			5,081,663
		森ビル(株)	事務所賃料、共益費4月分他	3,476,553
		(株)サクセス	ソフトウェア年間保守料等	799,632
富士ゼロックス		サーバー保守料	382,374	
(株)リーベハウス他		借上宿舍更新料	151,500	
緑書房他		購読料	267,604	
	カメイ(株)	H30年度海外傷害保険包括契約暫定保険料	4,000	
未収収益			93,032,777	
		貸付金未収利息	45,449,260	
		基本財産で保有する債券の未収利息	31,496,659	
		便宜置籍漁船スクラップ財産で保有する債券の未収利息	15,856,894	
	その他固定資産で保有する債券の未収利息	229,964		
未収金			209,505,899	
	農林水産省	国庫補助金	168,745,052	
	農林水産省 事業関連	受託事業	40,752,526	
			8,321	
立替金			1,851,647	
	リロケーション不動産(株)他	国際機関利払手数料 宿舍借上料4月分他	984,892 866,755	
仮払金			50,000	
	大東通商(株)	貨紙幣保険	50,000	
流動資産合計			878,307,128	
固定資産				
基本財産	預金	普通預金 りそな銀行/東京営業部	公益目的事業を行なうために必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産であり、運用益を管理業務の財源として使用	12,600,664,464
		普通預金 りそな銀行/東京営業部	公益目的保有財産であり、運用益を公益目的事業の財源として使用	329,611,760
			129,611,760	
	投資有価証券	145回国債他(その他有価証券)	公益目的事業を行なうために必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産であり、運用益を管理業務の財源として使用	200,000,000
			12,271,052,704	
特定資産	貸付資金財産 貸付金			66,917,772,638
		公益目的保有財産であり、貸付手数料、貸付利息収入及び運用益を公益目的事業の財源として使用	64,179,473,081	
			61,790,614,730	

その他固定資産	預金	普通預金 三菱東京UFJ銀行/虎ノ門支店		2,795,200,293 2,795,200,293
	貸倒引当金		貸付金の貸倒損失に備えるための引当金	△ 406,341,942
	便宜置籍漁船スクラップ事業財産 預金	普通預金 三菱東京UFJ銀行/虎ノ門支店	便宜置籍漁船スクラップ事業の円滑な推進を図るため平成12年度に助成金を交付したものであり、助成先から返納された助成金を管理し、事業開始20年後に、返納金及びその運用益を国に納付	2,738,299,557 141,079,557
	投資有価証券	東京電力534回他(その他有価証券)		2,597,220,000
	有形固定資産 建物附属設備	事務所間仕切り等	共用財産	265,247,482 19,317,733 13,305,863
	車両運搬具 備品	海外駐在員事務所他 スライド書庫、サーバー他	公益目的保有財産 共用財産	5,473,530 538,340
	リース資産	パソコン(リコーリース)	共用財産	9,260,849
	無形固定資産 ソフトウェア	公益法人会計システム	共用財産	3,763,254 3,283,254
	電話加入権	電話施設26回線	共用財産	480,000
	投資有価証券	55回国債他(その他有価証券)	公益目的事業及び管理目的の財源として使用する財産で、運用益を管理業務の財源として使用	204,195,296
	敷金	森ビル(株)他	共用財産	28,479,332
	差入保証金	Fiji Electricity Authority他	公益目的保有財産	145,018
	職員貸付金	職員	職員への厚生資金等貸付	86,000
	固定資産合計			
資産合計				80,661,991,712
流動負債				
未払金	職員他 日東製網 非常勤報酬他	退職手当他 旅費他 その他		40,476,347 29,908,814 9,727,837 839,696
未払費用	港年金事務所他	社会保険料他		9,916,380 9,916,380
未払法人税等 未払消費税等	芝税務署、港都税事務所 芝税務署	法人税等 消費税等		78,200 1,974,500
預り金	各市区町村 芝税務署 港年金事務所	住民税 源泉税 社会保険料 その他		18,337,223 1,474,500 1,424,776 4,423,037 11,014,910
賞与引当金	職員等	職員等に対する賞与の支給に備えたもの		34,086,400
リース債務		リース資産の取得に係る債務		2,096,796
流動負債合計				106,965,846
(固定負債)				
退職給付引当金	職員等	職員等に対する退職金の支払に備えたもの		394,888,700
役員退職慰労引当金	役員	役員退職慰労金の支払に備えたもの		22,661,900
リース債務	国庫	リース資産の取得に係る債務		7,164,053
国庫納付預り金	国庫	便宜置籍漁船スクラップ事業の円滑な推進を図るため平成12年度に助成金を交付したものであり、助成先から返納された助成金を管理し、事業開始20年後に、返納金及びその運用益を国に納付		2,754,156,451
固定負債合計				3,178,871,104
負債合計				3,285,836,950
正味財産				77,376,154,762

(参考) 資金収支計算書

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	増減	備考
I 事業活動収支の部				
1 事業活動収入				
基本財産運用収入				
基本財産利息収入	190,924,000	188,710,049	2,213,951	
特定資産運用収入	18,816,000	43,797,761	△ 24,981,761	
貸付資金利息収入	128,000	159,056	△ 31,056	
推進機構返納金運用収入	17,863,000	40,455,205	△ 22,592,205	
運用利息積立金運用収入	825,000	3,183,500	△ 2,358,500	
受取会費収入	1,000,000	1,190,000	△ 190,000	
事業収入	461,472,000	504,275,991	△ 42,803,991	
貸付事業収入	461,472,000	454,275,991	7,196,009	
推進機構返納金受入		50,000,000	△ 50,000,000	
(1)				
受取補助金等収入	970,933,000	905,930,678	65,002,322	
受取国庫補助金収入	789,484,000	725,945,052	63,538,948	
受託事業収入(国)	176,873,000	179,985,626	△ 3,112,626	
受託事業収入(民間)	4,576,000	0	4,576,000	
受取寄附金収入				
一般受取寄附金収入	1,000,000	55,977	944,023	
雑収入	3,519,000	4,060,465	△ 541,465	
受取利息収入	3,339,000	3,828,734	△ 489,734	
雑収入	180,000	231,731	△ 51,731	
事業活動収入計	1,647,664,000	1,648,020,921	△ 356,921	
2 事業活動支出				
事業費支出	1,640,894,000	1,563,764,892	77,129,108	
役員報酬支出	16,115,000	16,114,940	60	
給料手当支出	300,407,000	269,955,829	30,451,171	
役員退職慰労金支出		0		
退職給付支出	101,085,000	98,194,300	2,890,700	
福利厚生費支出	61,186,000	62,093,650	△ 907,650	
旅費交通費支出	345,106,000	258,154,114	86,951,886	
資機材費支出	201,949,000	293,398,651	△ 91,449,651	
技術料支出	76,524,000	74,506,987	2,017,013	
現地運営費支出	366,346,000	293,307,553	73,038,447	
専門家待機費支出	5,544,000	2,954,340	2,589,660	
通信運搬費支出	11,941,000	8,785,307	3,155,693	
消耗什器備品費支出	853,000	32,400	820,600	
消耗品費支出	3,324,000	1,888,637	1,435,363	
印刷製本費支出	3,334,000	1,714,611	1,619,389	
光熱水料費支出	1,121,000	1,125,688	△ 4,688	
賃借料支出	33,404,000	31,870,823	1,533,177	
保険料支出	8,000	0	8,000	
諸謝金支出	55,530,000	38,484,884	17,045,116	
租税公課支出	8,097,000	7,102,627	994,373	
会議費支出	3,974,000	1,236,028	2,737,972	
推進機構返納金繰入支出	0	50,000,000	△ 50,000,000	
運用利息積立金繰入支出	24,251,000	34,219,500	△ 9,968,500	
雑支出	20,795,000	18,624,023	2,170,977	
管理費支出	146,961,000	159,955,509	△ 12,994,509	
役員報酬支出	14,471,000	13,810,820	660,180	
給料手当支出	92,203,000	88,773,820	3,429,180	
役員退職慰労金支出	0	0		
退職給付支出	0	20,953,500	△ 20,953,500	
福利厚生費支出	16,640,000	16,243,966	396,034	
旅費交通費支出	1,150,000	953,933	196,067	
通信運搬費支出	677,000	361,998	315,002	
消耗什器備品費支出	312,000	43,999	268,001	
消耗品費支出	918,000	784,966	133,034	
印刷製本費支出	569,000	150,753	418,247	
光熱水料費支出	516,000	317,130	198,870	
賃借料支出	9,415,000	9,384,770	30,230	
保険料支出	52,000	50,000	2,000	
諸謝金支出	2,616,000	3,043,117	△ 427,117	
租税公課支出	98,000	71,773	26,227	
会議費支出	137,000	92,515	44,485	
雑支出	7,187,000	4,918,449	2,268,551	
法人税等支出	100,000	72,900	27,100	

事業活動支出計	1,787,955,000	1,723,793,301	64,161,699
事業活動収支差額	△ 140,291,000	△ 75,772,380	△ 64,518,620
II 投資活動収支の部			
1 投資活動収入			
職員貸付金返済収入	926,000	1,836,500	△ 910,500
敷金・保証金戻り収入		0	0
有価証券償還等収入	165,153,000	164,940,000	213,000
貸付資金財産取崩収入	5,687,000,000	5,687,000,000	0
投資活動収入計	5,853,079,000	5,853,776,500	△ 697,500
2 投資活動支出			
職員貸付金支出	500,000	0	500,000
固定資産取得支出		1,108,080	△ 1,108,080
有価証券購入支出		173,009,011	△ 173,009,011
投資活動支出計	500,000	174,117,091	△ 173,617,091
投資活動収支差額	5,852,579,000	5,679,659,409	172,919,591
III 財務活動収支の部			
国庫返還金支出		5,687,000,000	△ 5,687,000,000
リース債務返済支出		3,319,927	
財務活動収支差額	0	△ 5,690,319,927	5,690,319,927
IV 予備費支出	30,000,000		30,000,000
当期収支差額	25,288,000	△ 86,432,898	111,720,898
前期繰越収支差額	870,758,000	891,860,580	△ 21,102,580
次期繰越収支差額	896,046,000	805,427,682	90,618,318

資金収支計算書に対する注記

1 資金の範囲

資金の範囲には、基本財産及び特定資産を除く現金及び預金、前払費用、未収収益、未収金、立替金、仮払金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等、預り金及びリース債務(流動)を含めている。

なお、前期末及び当期末残高は、下記2に記載するとおりである。

2 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期末残高
現金及び預金	724,158,051	568,785,142
前払費用	5,264,808	5,081,663
未収収益	81,436,121	93,032,777
未収金	145,874,245	209,505,899
立替金	308,500	1,851,647
仮払金	3,446,549	50,000
合 計	960,488,274	878,307,128
未払金	1,178,383	40,476,347
未払費用	4,179,764	9,916,380
未払法人税等	87,800	78,200
未払消費税等	1,609,300	1,974,500
預り金	61,572,447	18,337,223
リース債務		2,096,796
合 計	68,627,694	72,879,446
次期繰越収支差額	891,860,580	805,427,682

III 監查報告

平成 30 年 5 月 14 日

公益財団法人海外漁業協力財団
理事長 竹 中 美 晴 殿

公益財団法人海外漁業協力財団
監事 猪苗代 健一



公益財団法人海外漁業協力財団
監事 澤藤 公明



監 査 報 告

私たち監事は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）、その附属明細書及び財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

ア 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

イ 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類、その附属明細書及び財産目録の監査結果

計算書類、その附属明細書及び財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

以上

